

**令和3年度**

**第21期第4回内水面漁場管理委員会  
議事録**

**令和3年5月27日  
三重内水面漁場管理委員会**

日時 令和3年5月27日(木) 午前10時から11時41分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

#### 議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規制の一部改正について
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る遊漁規制の一部改正について
- 3 議案3 コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について
- 4 その他 (1) 第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について  
(2) 次回の委員会日程等について

#### 出席委員

浅尾和司	大瀬公司	垣外昇	笠見和彦
井上亜貴	加治佐隆光	三輪理	河村功一
金岩稔			

#### 欠席委員

中本恵二

#### 事務局

事務局長	林茂幸
主幹	増田健
主査	藤原由紀

#### 行政

(三重県農林水産部)

(水産振興課養殖振興班)

係長 辻将治

(水産資源管理課漁業調整班)

副参事兼班長 南勝人

主幹兼係長 藤島弘幸

#### 傍聴者

なし

計 15名

○浅尾会長

それではただいまから、第4回三重県内水面漁業管理委員会を開催します。

本日は委員総数10名中、出席委員が9名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づきまして議事録署名者として、垣外委員、加治佐委員にお願いします。

それでは、議案1「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（宮川漁業協同組合）」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料1の1-1ページをご覧ください。

議案1につきましては、令和3年5月17日付け農林水第24-4072号で三重県知事から諮問書が提出されております。内容については、知事に対し宮川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

漁業法第170条第3項に基づいて、宮川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請の提出がありましたので、同条第4項に基づき委員会の意見を求めるものです。

資料1の1-2ページをご覧ください。1-3ページ以降に新旧対照表がありますので、併せてご覧ください。新旧対照表は右が現行の規則、左が改正案です。改正の概要についての（1）内容と（2）理由についてで、（1）は1-3ページの第3条の漁具漁法の制限の部分にかかるもので、こい漁においてより多くの遊漁者に楽しんでもらうため、巻き網が可能になるよう新たに追加したものです。②から⑤に関しては、トラブルを防ぐために、慣習によっていたものを明文化すると共に分かりやすい表現に改めているものです。②は第4条あゆの遊漁の期間について、「6月1日から」を「6月1日午前5時から」と開始時間を明文化しています。③は1-4ページの第5条の禁止区域にかかるあゆ禁漁区について、区域を示すJR鉄橋の位置を明確にする、その他の橋の名称等を正式なものにし、禁漁区についてこれまで慣習によっていたものを「各よりやなから200m上流及び一淵」と明記しています。また、禁止時期等を「10月1日から20日」から「10月1日から10月20日」と修正しています。④は第5条のあゆ友釣区について、これまで慣習によっていたものを新たに明文化し、区域や禁止時期等について新規に記載しています。⑤は第5条のお

いかわ禁漁区について、区域を明確にするとともに、禁止時期等の表現を修正しています。⑥は1-5ページの第9条の遊漁に際し遵守すべき事項について、場所の明確化、ゴロ引き漁に係る諸ルールを明文化しています。1-5ページと同条第4項の川底のかくはん禁止場所については、おいかわ等を釣る際に魚を寄せるため川底の小石等を足で動かして濁らせるような川底のかくはんを礫に産み付けられたあゆの卵を保護するため禁止すると聞いています。区域の表現を分かりやすくし、川底の状況変化であゆの産卵場の場所が変わる中、若干区画の変更を加えています。同条第5項並びに第6項のゴロ引きをする場所については、トラブルを防ぐためにこれまで慣習によっていたものを新たに明文化し、操業時間や入川順位の決め方、禁止する漁法、時期、場所等が記載されています。1-7ページは宮川漁協から提出されている遊漁規則変更許可申請書、1-8ページは変更理由書です。その他の添付書類は私の手元にあります。遊漁を不当に制限するものではないという観点等よりご審議をよろしくお願いします。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいま説明のありました議案1について、何かご意見はございませんか。

○金岩委員

ゴロ引き漁は何月から何月までどこの場所で許可されているのですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

投網漁及びたも網漁を禁止と書いてある伊勢市佐八町地先の南勢水道宮川水管橋から上下流100m等の落ちあゆが寄ってくるのと聞いています。

○金岩委員

第9条第5項の「ゴロ引き漁をする場所においては」の場所の定義が無いとどこか分からないです。どうやってそこでゴロ引き漁をやっているか判断するのですか。遊漁者が一番優先順位的には遅くなるわけですね。文章のつながりがよく分からない。ゴロ引き漁をする他のところはいいのですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

基本的には第6項の場所と聞いており、他にはしないということなんですが、ゴロ引き漁自体は他の場所でもできる規定にはなっていると思います。

○金岩委員

そのあたりがはっきりしないなと感じます。

○加治佐委員

こいの巻き網漁もできるようにするという話ですが、以前にコイヘルペスのまん延防止の観点から持ち出しは制限するという話もありました。楽しめる方向に行くのか制限するのか、どう解釈したらいいんですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

今回は楽しめるようにするという話です。ただ、特殊な漁法でして、たくさんの遊漁者に来てもらってやる状況でもなく地元の一部の愛好者が楽しみ自分で食べるような漁法です。やりたいという希望があり、これまで組合員にしかできなかったのを開放したと聞いています。

○加治佐委員

今の話をごく簡単に文で盛り込んでおかないと、素人が読むと結局獲りに行っていいという印象も受けます。誤解を受けないよう、食用に供するなら持ち出しもいい等の文がどこかに欲しいですね。

○三輪委員

コイヘルペスに関しては、どの河川からも持ち出し禁止ではなく、既発河川からは持ち出し禁止となっているのでは。宮川が既発河川じゃなければ特に問題ないと思いますけど。

○事務局（藤原主査）

議案3でコイヘルペスウイルスのまん延防止に関する委員会指示について審議していただく予定です。コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため委員会指示を継続して出しており、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面から持ち出したこいを他の水域へ放流してはならないという持ち出しの制限になっています。対象河川を以前は発生した河川でしたが、現在は県内の河川全域としています。

○浅尾会長

採捕して食べるのはどうですか。

○事務局（藤原主査）

食べることは可能ですが、釣ったこいを別の所へ持って行って放流することはダメです。釣ったこいを持って帰って自宅で食べるということは禁止していません。

○金岩委員

自宅で飼育するのはどうですか。

○事務局（藤原主査）

目的がウイルスのまん延防止であり、完全に隔離した状態、ため池等が完全にコンクリートで覆われていて地面に浸潤していかない状態でしたら、飼うことを禁止するものではありません。

○加治佐委員

コイヘルペスの関係からこいは実放流量がゼロとなっていますよね。放流していない、獲ってもいいというスタンスだと、いずれこいがなくなった時には誰がどう補填するのですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

第五種共同漁業権を持つ者は資源を維持する義務があるので、獲りすぎないように何らかの方策をとって維持することになります。

○加治佐委員

セットにするよう案内してますかね。

○金岩委員

こいの巻き網漁は他の河川でも許可されているんですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

ここだけです。

○金岩委員

ここだけが今新たにやろうとしているんだと、こいの種苗放流がなされていない中、漁獲圧を上げることを進めるとするのは矛盾しているのではないかなと思います。第五種漁業権を維持するための前提条件として増殖義務がある。こいの種苗放流が出来るようになってからじゃないと、漁獲圧を上げる方向に動かすには工夫が必要かなという気がします。

○浅尾会長

こいは自然繁殖で増えているのですか。

○金岩委員

おそらく誰も調べていないから分かっていないと思います。

○三輪委員

先程の話では、やりたい方がおられるということで、それほど沢山の人がいるわけじゃ

ない感じですよ。元々巻き網は漁協の組合員はやっていたということなので、漁獲圧がそれほど増えるようなことはないんじゃないかと思うんですよ。魚を獲るだけで放流しないと増えないという話は、獲り方によるわけで、再生産する分だけ獲ってる分には資源は維持されるかと。おそらくどこそこの何とかさんがやりたいと言っているということだと思うんですけど、その人が巻き網漁に加わったくらいで大したことはないかと漁協は判断しているんだと思うんです。遊漁者に門戸を広げることなので、話を聞いた限りではこれで資源がどうこうというところまではいかないので構わないのではと思います。

○浅尾会長

私も漁協が一番状況を分かっていると思いますので、漁協の判断を尊重して、巻き網は妥当ではないかと思いますが。ただ三重県でこいの巻き網はここだけなんですね。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

こいの他の漁法は他にもありますが、巻き網漁はこの漁協だけです。

○浅尾会長

コイヘルペスのこともあるので、釣ったこいを安易に飼育したり他の河川へ放さないよう注意を促すことについて、指導等をお願いしたいと思います。

ゴロ引き漁をする場所についてはやはり分かりにくい気がするので、もう少し分かりやすく作っていただくようにはできませんか。

○河村委員

これははっきり漁場を明記すればすむ問題じゃないんですか。

○金岩委員

歴史的にだいたい決まっているんだったら、決まっている場所を書いていた方がいい。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

規制が第6項の場所ということで、今は他の所でもゴロ引きができるような規定です。基本的にはここばかりでやるんで、ここにおける決まりを決めてあるような形かと。

○金岩委員

第6項の範囲で第5項もという話だったら、順序を逆転させればよいのかなど。そこ以外でも別にゴロ引きはできるけどこの規定には入らないということであれば別に矛盾もないし。

#### ○河村委員

こいについては、10年程前に東大の方がDNA分析をやって、2種類いることが分かっているんです。元々日本にいる在来のこいと大陸から持ち込まれた外来のやつ。日本の在来のこいが今いるのは主に琵琶湖で、琵琶湖以外の水系にいるこいは大陸から入ってきた種とほとんどが交雑という状況です。三重県の川にいるこいはもう外来なんですよ。外来種のこいは、欧米やオーストラリアだと在来の生態系にかなり悪影響を与えることが問題化されていて多くの論文等が出ているんです。私も実際それはあると思うし、専門の立場としては外来のこいを放流するというのは極力やめて欲しいと思う。宮川漁協が獲るのはいいことだと思います。

#### ○浅尾会長

それでは委員会の意見としては、今回のこいの巻き網についてはこのとおりとし、コイヘルペスの問題については漁協への指導として別にお願ひしたいと思います。ゴロ引きのことに關してはどうか。

#### ○金岩委員

この文章のままでは何の漁法についての制限か分からないですね。ゴロ引き漁をする場所において巻き網はダメなのか、友釣りはどうなのか。全ての魚とは漁業権対象種なのか、それ以外の魚も入るのかも分からない。漁業権対象種じゃない魚すらもこれは獲っちゃダメだという文になっていると思う。

#### ○河村委員

仮にこの文面で承認されると、漁協が訂正しない限りずっと続くわけですよ。今年だけというならいいけど。

#### ○事務局（林事務局長）

各漁協の役員や組合長もおみえですので、委員の立場とは別にお伺ひしたい。遊漁規則を申請するには組合の総会か総代会を通してあげると思いますが、仮に意見が付いた場合、再度総会か総代会を開くのか、例えば今回のように主旨は間違っていないが読む人によって場所、漁法、魚種が分かりにくいため、分かりやすいよう修正する場合は組合長一任でできるものですか。

#### ○垣外委員

おそらく総代会を開催して承認を得やないかんと思っています。差し戻しになると現場が大変混乱するんじゃないかなと思いますね。限られたスタッフで、県の指導も受けて精一杯

作成しとると思うんで、今回は宮川の考えをある程度認めて注釈を付ける形ではいかんのですかね。

○金岩委員

そういう話になると、遊漁規則変更が委員会に来た時にはもう差し戻せないということになってしまいますよね。今回は、曲解すると、どの場所でも3時から4時の間は他の漁法をやめろと言えることになっちゃいます。ゴロ引きをやると誰かが主張したら、その場所は3時から4時の間はおとりあゆだろうが友釣りだろうがなんだろうがやめろと言えることになります。

○大瀬委員

9月になったらゴロ引きなんで、そんなに友釣りはしないですよ。

これは保留にして一旦戻すことは出来ないですか。こういう問題は当事者である組合員らに来てもろて補助的な説明もないと分かんのですよ。

○河村委員

今回は差戻しにして、書き直して再提出してもらい再審議した方がいいんじゃないですか。

○金岩委員

書き直していただくか、説明に来ていただくか。

○三輪委員

第5項と第6項に、ゴロ引き漁をする場所と書いてありますけど、これはゴロ引き漁が許可された場所なんでしょうか。ゴロ引き漁が許可された場所の内、下記の場所においてはということなんでしょうか。

○水産資管理課（藤島主幹兼係長）

第6項のゴロ引きする漁で考えられるのは、この下のポツの1、2、3、4、5箇所あります。

○三輪委員

それはゴロ引き漁が許可されている場所という意味ですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

そこが明確じゃないんだと思います。

○大瀬委員

おそらくどこでもしていいんですよ。ゴロ引きというのは落ちあゆを浅瀬でゴロ引き、重りつけて針いっぱい錨をつけて引っ張るんですよ。渡会橋をご存知ですか、ああいう場所しかできないからこうやって決めてるんです。深いところでしても獲れないから多分こういうふうになったと。

○三輪委員

なるほど、実際にはどこでやってもいいんだけど、実質上やる場所は決まってくるということですね。

○河村委員

ゴロ引きって落ちあゆを狙ってるから上流とか中流でやることはないわけですね。

○金岩委員

第6項の場所を第5項に書いておくべきだと思います。あと、第5項の「午後3時から午後4時まで」というのが、行う当日なのかずっとなのかが分からない。

○浅尾会長

この件については意見が沢山あったので保留とし、県から漁協に聴き取りしてもらったうえで再度審議することにしたいと思うんですが、どうですか。

○垣外委員

次からは改正案の段階で出していただきたいですね。でないとまた同じ事象が発生して1年遅れあるいは莫大な経費がかかることに。

○浅尾会長

それでは、議案1については保留とし、次回にまた審議するとします。垣外委員の意見については、案の段階で目をとおすことができるか調整していただきたいと思います。

○三輪委員

あゆの友釣り区の新規の規定について、1-4ページのあゆの友釣り区8箇所横に禁止時期等として何時から何時までとあるんですが、地域をわざわざあげられているということはこれ以外の地域があるということですか。

○大瀬委員

他の所は別に友釣りでも網でも何でもできるということです。この場所だけ友釣り専用の期間を決めるんです、網とかできるように。これはこれでいいですね。僕はこうやって

時間を決めたほうが良いと思う。未明とか表現が色々ありますが、それだと人によって違いますから監視するほうが大変なんですよ。

○三輪委員

分かりました。

○浅尾会長

よろしいですか。それでは次の議案2に移ります。議案2「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（櫛田川上流漁業協同組合）」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料2の2-1ページをご覧ください。

議案2につきましては令和3年5月17日付け農林水第24-4073号で三重県知事から諮問書が提出されております。内容については、知事に対し櫛田川上流漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

このことについて水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

2-2ページをご覧ください。

櫛田川上流漁業協同組合の遊漁規則の変更認可申請について、1. 改正の概要で、(1) 内容の①遊漁料の額及び納付方法について、年齢の区分等の表現を変更するとともに、漁具・漁法から火光利用による引き網を削除しています。②遊漁承認証を魚種ごとに分け、腕章タイプとワッペンタイプに変更するとともに、漁場監視員証を腕章タイプに変更しています。(2) 理由は、遊漁者から分かりやすくするとともに、遊漁の実態に合わせ、現場等で分かりやすくするためということです。2-4ページが新旧対照表で、右が変更前、左が変更後です。「竿釣」を「竿釣 ひっかけ・がり」に変更し、「高校生」を「18歳未満」に、「老、婦」を「70歳以上」という表現に変えて分かりやすくするとともに、実績の無い「火光利用による引き網」を削除しています。2-5ページから2-6ページは遊漁承認証についてで、今まで紙の様式に魚種等を記入していたのを、腕章タイプやワッペンタイプに変更しています。2-7ページは漁場監視員証についてで、紙から腕章タイプに変更しています。2-9ページから2-10ページは変更認可申請書の写しです。その他の資料

は私の手元にあります。遊漁を不当に制限するものではないこと等についてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○浅尾会長

それではただいま説明ありました議案2についてご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○金岩委員

遊漁承認証についてワッペンタイプと腕章タイプの2つありますが、どちらか遊漁者が選べるということですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

はい。

○浅尾会長

他にご意見ご質問ございませんか。ないようでしたら、議案2につきまして、異議はございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員ご異議がないようですので、議案2については、適切であると認め、その旨答申をいたします。

それでは議案3「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料3の3－4ページをご覧ください。

まず委員会指示についての説明をします。漁業法第120条の規定については、海区漁業調整委員会を内水面漁場管理委員会に読み替えることができるとされており、「海区漁業調整委員会は水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、

漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。」と規定されています。指示の目的は、漁業法、漁業調整規則等によって固定的に調整することが不適当な案件について発動し、漁業調整の円滑化を図ることとなっています。指示の内容は漁業調整上必要な事項の全て、関係者とは漁業者、遊漁者、特定人、一般不特定人、指示の形式は関係者に対し採捕の制限又は禁止等の制限、もしくは積極的な義務を課すことができるとなっています。指示に違反した場合、委員会指示違反には罰則がありませんが、指示に従わない者がいるときは委員会が知事に対して、違反者に指示に従うように裏付命令を出すように申請し、知事がそれを受けて裏付命令を出したにもかかわらず、なおもその方が指示に従わないときは、その者には知事の裏付命令の違反として漁業法第 191 条により 1 年以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金又は拘留もしくは科料が課せられると定められています。委員会指示の説明は以上です。

今回は、漁業法第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する指示を発動することについて、ご審議をお願いするものです。

コイヘルペスウイルス病とは、マゴイとニシキゴイだけに発生する病気で、コイ以外の魚や人には感染しません。現在、本病に有効な治療法はなく死亡率が高い病気です。三重県内の天然水域では平成 16 年 5 月以降確認されており、3 - 3 ページの平成 15 年 11 月に出された水産庁の通知に基づき、コイヘルペスウイルスまん延防止の一環として三重県では平成 16 年度から継続して委員会指示を出し、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面、つまり県内の河川等におけるコイの持ち出し、放流等について制限をしています。

発生状況について報告します。全国では令和 2 年は静岡、神奈川など 9 県で合計 15 件発見されています。令和 2 年度は三重県内での発生はありませんでした。令和元年は 1 件、令和元年 10 月に四日市市楠町にある四日市市管理の水路においてコイヘルペスウイルス病によるコイのへい死が確認されています。三重県内では何件か散発的に発生する年もあり、まん延防止のために委員会指示は引き続き必要ではないかと考えられます。

委員会指示の内容について説明します。3 - 2 ページをご覧ください。これは現在発動中の委員会指示の内容です。昨年 6 月の委員会で委員会指示の更新について可決をさせていただき、令和 3 年 7 月 8 日までの委員会指示を発動しています。1 指示の内容は「(1) 持ち出しの制限」、「(2) 放流等の制限」となっています。「(1) 持ち出しの制限 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。(2) 放流等の制限 ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。(ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。(イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。(ウ) PCR (ポリメラーゼ連鎖反応) 検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。」、となっています。

続いて、3-1ページをご覧ください。これは今年度の委員会指示案です。現在発動されている指示からの変更は、アンダーラインのある部分5箇所です。告示番号は第3号、告示日は令和3年6月18日を予定しており、漁業法改正に伴う適用条文、会長名を変更しています。「指示の期間」は令和3年7月9日から令和4年7月8日までとしています。それ以外の変更はありません。

参考までに、昨年度の委員会指示の周知状況を申し上げます。委員会でご意見いただきましたことをもとに、県内の教育機関、釣り具店やペットショップ等に対して、コイヘルペスウイルス病に関するチラシの配布を行いました。そのときに配布したチラシを、3-5ページから3-6ページに添付しています。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

水産振興課から、補足の説明があればお願いします。

○水産振興課（辻係長）

補足説明は特にありません。

○浅尾会長

それではただいま説明のありました議案3についてご審議をお願いします。

○三輪委員

今の審議案はこれで結構なんですけど、この委員会指示とは別に県からお願いという形で放流の制限について出されてますよね。実質的にこの委員会指示より強いまん延防止策をとっている。お願いという形で出していますが、どこの漁協も現在こいの放流をしていない。委員会指示では一定の条件が満たされればこいを放流してもいいということになってますが、漁協には実質するなということになっていて、ここで決定した委員会指示とは違うわけですから、そのことを委員に説明するべきではないかと思えます

○事務局（藤原主査）

例年3月頃の委員会で目標増殖量を決定していただく際に、各漁協への通知文にコイヘルペスのまん延防止のためこいの放流は自粛してくださいと書くことについて了承いただいているところですが、この委員会指示と同じように拘束力があるものですし、関連しているので、今後はどちらの議題の際にも委員会で説明するようにさせていただきます。

○三輪委員

そうですね。ちなみに県によって色々あり、放流禁止を委員会指示の中に盛り込んでるところもあります。

○事務局（藤原主査）

そうですね、県によって指示の出し方は異なっています。

○浅尾会長

他にありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

それでは議案3についてはご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので議案3「コイヘルペスウイルス病まん延防止に関する委員会指示について」は、原案どおり可決決定し公示いたします。

それでは、その他事項（1）「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」に移ります。

まず前回の委員会で質疑等のあったことについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料4をご用意ください。

前回の委員会の際に、ご質問等があったことについて説明させていただきます。4-1ページをご覧ください。おいかわの産卵床造成保全について前回委員会でお示した令和2年度の実績、箇所数と面積、面積をkgに換算した値に加え、目標値が重量（kg）だった直近平成18年度のkg数と、面積に換算した値を入れました。太枠の値を比較いただくとおおよそ分かるかと思います。桑員河川のR2年度実績ゼロについては、今年組合長が代われ新しい組合長への情報共有が出来ていなかったということです。桑員河川は7月末で令和2年度が終わるようになっており、桑員河川の令和2年度の年度と、増殖実施の締切である令和2年度の3月末日について、思い間違いをしており7月に放流すれば令和2年

度にカウントされると思ってみえたため今回ゼロになってしまったんですが、必ず今年の夏にはするという新組合長の話でした。目標値を重量（kg）設定から箇所数（1箇所）に変更した経緯については、平成18年度においかわの種苗入手が困難で実績がゼロの漁協がいくつもあったため箇所数設定に変更する議論があり、平成19年度から変更したということです。他府県の状況についてホームページ等で確認したところ、産卵床の整備を目標値に設定している府県もあり、そのほとんどは三重県と同じように箇所数で設定をしておりました。確認できた中で面積設定をしている県が4県あり、問合せに回答いただいた県では、4-5ページ、3の（1）産卵床造成、換算放流量は生態系に配慮した増殖指針作成事業報告書、産卵床造成による資源増殖をめざして、2010年の水産庁が出している文献の数値を元に設定しているという回答でした。おいかわについては以上です。4-2ページから4-3ページに過去5年の目標と実績を付けています。多くの漁協で目標量を上回る放流量となっています。目標量ギリギリの放流量の漁協が令和2年度のあゆについては3漁協あります。あゆ以外については、あまごでは名張川、にじますでは名張川と宮川上流、フナでは桑員河川と宮川上流、うなぎでは宮川と大内山川の5漁協が、ギリギリの放流量となっています。

4-11ページと、それからもう1つ本日お配りさせていただきました1枚紙は、雲出川漁協と櫛田川河川漁協からの意見で、第3回委員会で作らせていただいたものです。4-11ページの大内山川漁協の意見は、前回委員会が終わってからきたものです。雲出川漁協と櫛田川河川漁協については前回の委員会で説明させていただいたので、大内山川漁協の意見のみ説明します。「目標増殖量算定方法の再考をお願いします。」、ということで、「種苗放流以外では産卵床の造成、汲み上げ放流、あゆ人工ふ化を行った増殖効果の評価が目標増殖量の算定方法となっていますが、生息環境の保全・整備も親魚の保護に繋がり、それは加入量の増加を見込むことが出来るので、「生息環境の保全・整備活動」も増殖義務の一環として換算できるようにお願いします。」、という意見です。理由は、「内水面漁協の果たす役割の多様化に応じて、増殖義務活動自体も多様で柔軟な形を許容するものにしていただきたい」とのことです。

事務局からの説明は以上です。

#### ○浅尾会長

ありがとうございます。

放流実績を見る限り、あゆについてはほとんどの河川が目標増殖量以上の放流をしているということです。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

#### ○金岩委員

ほとんどの漁協の実績は増殖義務よりも多いですが、注目すべきは、鈴鹿川、阪内川、香肌溪漁協が近年漁協の解散を決めており、鈴鹿川は実績が割と多いですが、阪内川や香肌溪は年にもよりますが割と増殖義務ギリギリの実績かなと思います。今現在増殖義務ギリギリの実績の漁協が将来的に解散になっていくことを防ぐという意味でも多くの他の漁

協が放流していたとしても、増殖義務ギリギリの実績の漁協が少し存在していることに注目して、増殖義務の判断の多様化や再検討を行っていくべきではないかと私は思います。具体的にどういう形進めていくのか、小規模なワーキンググループを作るのかも含めて審議していけばいいかなと思うんですけど。このルール自体、昭和20何年とかに決まったものが引き継がれているものですし漁業法の改正もあることですから、そろそろ再検討してもいいのではないかなと思います。

#### ○垣外委員

漁協も少子高齢化でもそれなりに努力しながら経営されてきたのかと思いますが、令和3年度で大きく環境が変わってますので、雲出川漁協については同じような状況、原資がなくて放流困難、存続すら危ない状況にまできています。

#### ○浅尾会長

漁協の経営の圧迫が無いようにという意見ですが、遊漁者の方や学識経験者の方のご意見はどうですか。

#### ○笠見委員

釣り人側としてはやっぱり沢山放流していただいた方がいいとは思いますが。ただ経営上圧迫があるっていうことでしたらそれも仕方ないかなとは思いますが。雲出川漁協が書いているように自然環境を守り綺麗な川を維持していくことも大事なことでと思います。あゆ釣りに限らず、私らが孫連れてバーベキューに行ったり等、川の周りの方にも潤いが出るようにしていただいたら、あゆの放流量が少し減っても仕方ないかなと。コロナで県外からの遊漁者が少なくなっていると思いますので、入川券の入りも少ないであろうし、それは全国的に仕方ないことと思うので、放流量が若干減る分に関しては皆さんも納得されると思います。

#### ○井上委員

この仕事させていただいてから漁協のそういった事情を分かりました。釣り人は釣れた川に行きたいというのがあります。去年この川が良かったから今年も行こうかとなり、その年は収入があったとしても、釣れない場合次の年はいかないと思うんです。宮川の解禁にも行ったんですが、コロナで今こういう状況なんですけど県外ナンバーが凄く多くて、来ない人も多い中でも釣りたい人はやっぱり釣れてる川に行くと思うので。

#### ○浅尾会長

沢山入れたらお客さんで沢山来るし、ということですね

#### ○井上委員

川の状況とかにもよるとは思うんですけど。早い段階で冷水出ちゃったりとか。

○三輪委員

一律その目標増殖量をどこの漁協も下げるというやり方も1つだとは思いますが、場合によっては目標増殖量は今までどおりに決めておいて、ある条件を設けてどうしても目標増殖量がしんどいと言う漁協さんには代替案としてこういうのもあるというルールを作るというのも1つかなと言う気がします。例えば河川の整備であったり、産卵床の整備であったりでもいいのかなとは思いますが。ただその辺のルール作りが大変かなという気はしますが。

○笠見委員

この目標増殖量に対して実績が達しなかった時にはなんか罰則等があるんですか。

○事務局（藤原主査）

目標といいながらも、法律で決められた達成せなあかん目標です。漁業権免許を受けている限り増殖に貢献することが法律で決められているので、する気がないんだったら漁業権を返していただくという結構強力なものです。ただ種苗が手に入らない等の場合は考慮できます。皆さんご存知だと思うんですがうなぎ等非常に高騰してますし、なかなか沢山手に入れるのも難しいと言う状況です。もくずがにも養殖が非常に難しいため、業者から大量に購入することは非常に難しい状況です。ですので達成しなかったからすぐに免許を返してくださいってということではありません。他県でもそういうところはある、柔軟にやっているとところも多いかとは思いますが。

○浅尾会長

時間が限られてますので、次回の審議に持ち越したいと思います。次の委員会に継続して審議するという事でよろしいでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

それでは「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」は、引き続き協議をしていくこととします。

それでは、その他事項（2）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

次回委員会 7月中旬 10時から 場所未定

議題（予定）

- ・第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について（協議）
- ・全国内水面漁場管理委員会連合会総会結果報告

○浅尾会長

以上で本日の議案審議は終了いたしました。  
これをもちまして委員会を閉会いたします。